

## 人生 100 年時代社会参加施策検討委員会設置要綱

令和 4 年 5 月 12 日  
4 福保高在第 163 号

## (目的)

第 1 条 東京都における高齢者の社会参加の促進を図るため、継続的な社会参加のきっかけづくりやマッチング支援のあり方の検討等を行う人生 100 年時代社会参加施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 高齢者の社会参加のきっかけづくりやマッチングを支援する東京都及び区市町村の施策の検討に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

## (構成)

第 3 条 委員会は、学識経験者、高齢者へのサービス提供を行う民間事業者、行政関係者等のうちから、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

## (会議の招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第 3 条に掲げる者のほか、有識者等に委員会への出席を求めることができる。

## (幹事)

第 7 条 委員会における検討の補助を行うため、委員のほかに幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第8条 会議及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。